

名寄市道路情報管理G I S導入事業  
プロポーザル実施要領

名寄市建設水道部都市整備課

令和6年4月

## 1 目的

この実施要領は「名寄市道路情報管理GIS導入事業」（以下「本業務」という。）の受託候補事業者を、公募型プロポーザル方式により選定する手続について必要な事項を定め、本市の示す条件に最も適した事業者を厳正かつ公平に選定することを目的としたものである。

## 2 事業概要

- (1) 事業名  
名寄市道路情報管理GIS導入事業
- (2) 事業内容  
名寄市道路情報管理GIS導入事業仕様書（以下「プロポーザル仕様書」という。）のとおりとする。
- (3) 事業期間  
契約開始日から令和7年3月31日まで（仮運用期間を含む。）  
※令和7年3月からシステム稼働とする。  
※令和7年度以降の運用保守業務は別契約として年度毎に協議の上締結する。
- (4) 提案上限価格  
64,554千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 支払条件  
システム構築業務完了後、令和7年4月末までに一括支払いするものとする。
- (6) 選定スケジュール（予定）

No.	項目	日程
1	公募開始	令和6年4月23日（火）
2	参加申込書提出期間	令和6年4月23日（火）～令和6年5月7日（火）
3	質問書提出期間	令和6年4月23日（火）～令和6年4月30日（火）
4	質問回答期限	令和6年5月2日（木）
5	参加資格審査結果通知	令和6年5月13日（月）
6	企画提案書受付期間	令和6年5月13日（月）～令和6年5月27日（月）
7	プレゼンテーション	令和6年6月3日（月）～令和6年6月7日（金）
8	選考結果通知	令和6年6月10日（月）～令和6年6月14日（金）
9	見積合わせ及び契約締結	令和6年6月17日（月）～令和6年6月28日（金）

(7) 提供資料

次のものを資料として提供する。なお、提供方法は、本市ホームページからのダウンロードによるものとする。

- ア プロポーザル実施要領（本紙）
- イ プロポーザル仕様書（別紙第1）
- ウ 機能確認表（別紙第2）
- エ 参加申込書（別記様式第1号）
- オ 参加資格に関する申立書（別記様式第2号）
- カ 会社概要書（別記様式第3号）
- キ 道路情報管理GIS導入事業実績調書（別記様式第4号）
- ク 質問書（別記様式第5号）

### 3 参加資格

(1) 本事業に参加できる者は、次の参加資格を全て満たすものとする。

- ア 道路情報管理GIS導入事業を行うにふさわしい計画力・資力等を備えた事業者であること。
- イ 国又は地方公共団体において道路情報管理GIS導入等の実績があること。
- ウ 北海道内に本社又は受任者として支店・営業所を有すること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 公示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- カ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び都道府県民税（法人税、法人事業税）を滞納していないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされているなどの経営状態が著しく不健全でないこと。
- ク 名寄市暴力団排除条例（平成25年名寄市条例第26号）第2条第1号から第3号までに該当しないこと及び名寄市契約等における暴力団等排除措置要綱（平成25年名寄市告示第1034号）第6条による措置を受けていない者であること。
- ケ 次に定める届出の義務を履行している者（当該届出義務がない者を除く。）であること。
  - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
  - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- コ その他必要と認められる要件

(2) プロポーザル参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加意思がある事業者は、次のとおり本市建設水道部都市整備課に以下のとおり書類を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 参加申込書 (正本 1 部)
- (イ) 参加資格に関する申立書 (正本 1 部)
- (ウ) 会社概要書 (正本 1 部)
- (エ) 道路情報管理GIS導入事業実績調書 (正本 1 部)
- (オ) プライバシーマーク又はISMSの認定登録証の写し (一部 1 部)

イ 提出期限 令和 6 年 5 月 7 日 (火) 17時00分まで

ウ 提出先 名寄市建設水道部都市整備課

オ 提出方法 持参又は郵送

※持参による場合は、8時45分から12時まで及び13時00分から17時00分まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※郵送による場合は、必ず簡易書留により郵送するものとし、令和 6 年 5 月 7  
日 (月) 17 時 00 分まで必着とする。

※参加申込書等の審査結果は、令和 6 年 5 月 13 日 (月) に参加資格審査結果通  
知を参加事業者に電子メールにて送付する。

#### 4 質問及び回答

(1) 質問の提出

本プロポーザルに関して疑義がある場合は、質問書に必要事項を記載し、次の  
とおり、本市建設水道部都市整備課まで電子メールにて提出すること。

ア 提出書類 質問書

イ 提出期間 令和 6 年 4 月 23 日 (火) から令和 6 年 4 月 30 日 (火)  
17 時 00 分まで

ウ 提出先 ny-kanril@city.nayoro.lg.jp

エ 提出方法 電子メール (なお、件名欄は「名寄市道路情報管理GIS導入事業  
に係る質問」とすること。)

オ 質問書を提出した場合、受信確認のため、その旨を次まで電話で連絡すること。  
ただし、電話対応時間は、開庁日の 8 時 45 分から 12 時まで及び 13 時 00 分から  
17 時 00 分までとする。

名寄市建設水道部都市整備課 荒井・吉川 電話番号 01655-3-2511

(2) 質問への回答

質問への回答は、各事業者からの質問事項を全て取りまとめ、令和 6 年 5 月 2  
日 (木) までに電子メールにて全参加事業者に回答するものとする。

## 5 企画提案書等の提出

### (1) 提案に係る書類の提出

資格審査により、参加資格を有すると認められた参加事業者は、プロポーザル仕様書等に基づき、最適な提案を行うものとする。なお、提案に当たっては、提案書として以下のとおり書類を提出すること。

#### ア 提出書類

- (ア) 企画提案書（任意様式）
- (イ) 機能確認表
- (ウ) 費用見積書（任意様式）

#### イ 提出部数

- (ア) ア（ア）から（ウ）まで 正本1部、副本10部（副本については、企画提案書の提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。）
- (イ) ア（ア）から（ウ）までの電子データ（PDF形式）を記録した電子媒体（CD-R又はDVD-R形式） 1部

ウ 提出期間 令和6年5月13日（月）から令和6年5月27日（月）まで

エ 受付時間 8時45分から12時まで及び13時00分から17時00分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

オ 提出先 名寄市建設水道部都市整備課

カ 提出方法 持参又は郵送

※持参による場合は8時45分から12時まで及び13時00分から17時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※郵送による場合は、必ず簡易書留により郵送するものとし、令和6年5月27日（月）17時00分まで必着とする。

※提出した資料の差替え及び再提出は認めない。

※提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。

### (2) 提案書の作成要領

#### ア 企画提案書

- (ア) 企画提案書の作成は、プロポーザル実施要領・仕様書を尊重して作成すること。
- (イ) 自由様式とし、原則A4版で、目次を除き30ページまでとすること。
- (ウ) 印刷は両面印刷を基本とし、表紙及び目次を除きページを付すこと。
- (エ) 文字の大きさは10ポイント以上とすること。
- (オ) 記載内容は、文章、表および図等で簡潔かつ明瞭に記述すること。
- (カ) 専門的知識を有しないもの者でも理解できるようわかりやすい表現とすること。

- (キ) 企画提案書に記載した内容は、事業者が提案する費用見積額の範囲内で実施可能なものとする。
- (ク) 企画提案書の作成にあたって、次の事項の内容に沿うこと。
- 1 基本事項
    - ・事業者としての実施方針
  - 2 システム概要
    - 統合型 GIS
      - ・基本性能、概要・構成、利用条件
      - ・固定資産税業務支援機能
    - 公開型 GIS
      - ・基本性能、概要・構成、利用条件
    - 現地調査 GIS
      - ・基本性能、概要・構成、利用条件
  - 3 運用保守
    - ・システム保守、サポート体制、セキュリティ
  - 4 データ作成
    - ・地形データ等
    - ・道路台帳データ
    - ・固定資産データ
  - 5 工程計画

イ 機能確認表

- (ア) 企画提案書の最後に綴じ込むこと。(ア(ア)の頁数には含めない。)
- (イ) 規定の書式に記載している各種機能について、それぞれ対応する記号(※下記のとおり)を記入した上で提出すること。

【記号対応表】

対応の可否	記号
標準仕様で対応可	◎
カスタマイズ対応	○
代替案にて対応	△
対応不可	×

なお、必須機能項目に「×」が記入されている場合は、失格とする。

## ウ 費用見積書

- (ア) 機能確認表の最後に綴じ込むこと。(ア(ア)の頁数には含めない。)
- (イ) 本実施要領2(4)に記載の提案上限価格を超えないものとする。
- (ウ) 運用保守費(導入後5年間分、システムを利用する上で必要な全ての費用)を記載することとし、別葉で作成すること。
- (エ) 費用見積書には、明細を添付すること。
- (エ) 通貨単位は、日本円とすること。
- (オ) 正本1部には、代表者印を押印すること(PDFデータに電子署名がされている場合を除く。)

## 6 選定方法

### (1) 企画提案の評価方法

本業務の受託者の選定に当たっては、名寄市道路情報管理GIS導入事業プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において審査を行い、企画提案の内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

なお、審査委員会の事務局は、本市建設水道部都市整備課があたる。

### (2) 審査基準項目と配点表

審査の評価選考審査基準項目と配点は、次のとおりとし、総合得点(500点満点)の最も得点の高い事業者を優先交渉権者として選定する。ただし、最低基準点を300点とし、最低基準点に満たない場合は失格とする。

No	審査基準項目		配点
1	事業者評価	事業者としての経験・実績 事業実施担当者の経験・実績	40点
2	システム機能評価	本市からの機能要求仕様の理解度	260点
3	スケジュール評価	納期を担保する作業体制	40点
4	サポート体制評価	障害発生時での迅速な対応・再発防止策の提案 対応記録の管理および定期報告の実施体制 システム利用における応答時間の保証	50点
5	提案者評価	企画提案の内容、質問対応状況	10点
6	導入費用評価	見積内容の妥当性・適切性	100点
合計			500点

※合計点が同点の場合は、機能要件評価の得点が高い者を上位とする。

## 7 プレゼンテーションの実施

企画提案書の記載内容及びシステムの操作説明等について評価するため、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

### (1) 日程等

- ア 日時 令和6年6月3日（月）から令和6年6月7日（金）
- イ 場所 名寄市役所4階大会議室  
※実施日時及び場所の詳細は、参加者宛に別途通知する。
- ウ 出席者 会場の都合上、出席者は4名以内とする。  
※技術的な説明ができるよう技術者は1名以上参加すること。
- エ 実施時間 各参加者の説明に要する持ち時間は、1事業者あたりおおむね30分（プレゼンテーションを20分以内とし、質疑応答時間、準備時間等を含む。）とする。
- オ 順番 説明を行う順番は、参加申込書の提出（受付）順とする。

### (2) プレゼンテーション実施内容

- ア あらかじめ提出した企画提案書の内容について説明し、同内容と相違しないように留意すること。
- イ プレゼンテーションの内容は、事業者が提案する費用見積額内で実現できるものであること。

### (3) 留意事項

- ア プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容を要点を絞って説明すること。
- イ 提案事業者の企画提案書及びプレゼンテーションに対して、審査委員会が採点を行う。
- ウ 説明に必要となる機材のうちプロジェクタ及びスクリーン（会議室によってはモニターとなる。）は、事務局が用意するが、PC等必要な機材は提案事業者が準備することとする。
- エ プレゼンテーション時の発言は、断りがない限り、企画提案内容となる。
- オ プレゼンテーション時の資料は、社名等を秘匿したものを使用し、提案事業者は、名札やバッジ等自社の社名を特定できるようなものを身に付けず、自社の社名等を発言しないこと。

## 8 選定結果通知

選定結果については、令和6年6月10日（月）から令和6年6月14日（金）に選定結果通知書を電子メールにて審査参加事業者に送付する。選定結果通知書では採点結果を記載し、優先交渉権者として選定された事業者及び次点となった事業者には、その旨も通知する。

## 9 契約の締結

優先交渉権者と本市建設水道部都市整備課で、必要に応じて事業内容について協議し、契約を締結するための仕様内容の調整を行い、契約内容を確定する。契約内容の確定後、優先交渉権者を契約の相手方として契約書を取り交わし、契約を締結する。

ただし、仕様の調整において双方合意に至らない場合は、次点となった事業者と「仕様の調整」を行い、これを契約者とすることもあり得る。

## 10 その他の留意事項

- (1) 他の企画提案関係者と不正な接触等を行ったり、虚偽の内容を記載・提案したものは失格とする。
- (2) 提案事業者は複数の提案を行うことはできない。
- (3) 提案者が1者の場合でも、本プロポーザルは実施する。ただし、審査の結果、本市が6(2)に定める最低基準点に達しない場合は、調達を中止する。
- (4) 本プロポーザルに参加する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (5) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。なお、提出書類は企画提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製をすることがある。また、名寄市情報公開条例(平成27年名寄市条例第43号)に基づき請求があった場合は、公開の対象となる。
- (6) 提出された書類は一切返却しない。
- (7) 審査及び選定結果に対する問合せ及び異議申立ては一切認めない。
- (8) 本プロポーザルが止む得ない理由等により、実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。その場合においては、プロポーザルに要した経費を名寄市に請求できない。

## 12 問い合わせ先

名寄市建設水道部都市整備課 担当 荒井・吉川

〒098-0507 名寄市風連町西町196番地1

電話番号 01655-3-2511 (代表)

F A X 01655-3-3450

e-mail ny-kanril@city.nayoro.lg.jp